

前回の葉山町参院選投票率は60.46%で県内第4位(58市区町村中)、さらなる高みを!!



第27回 参議院議員通常選挙 を実施します

○投票日時

令和7年 **7月20日(日)** 午前7時から午後8時まで

○葉山町で投票できる人(選挙人名簿に登録されていることが必要です。)

- 年齢:平成19年7月21日までに生まれた人
- 住所:①令和7年4月2日までに葉山町に住民登録(転入届)をし、引き続き3か月以上町内に在住している人
②葉山町から転出し、転出前に3か月以上住民登録があり、葉山町の選挙人名簿に登録されている人で、転出先の選挙人名簿に登録されていない人

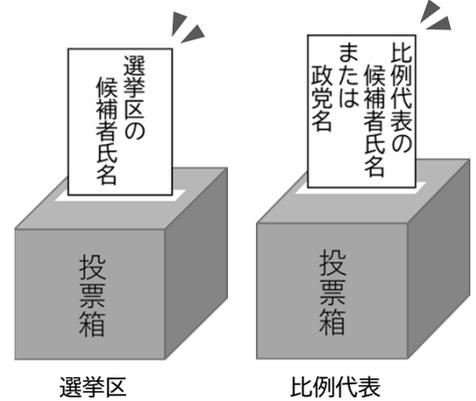
選挙不思議発見

Q. 投票日翌日に18歳に達する人がなぜ投票できるのかわかりますか?
A. 正解は葉山町HPへ!



○投票の方法

- (1) 選挙区：神奈川県選挙区の候補者氏名を記入してください。
- (2) 比例：比例代表の候補者氏名または政党の名称を記入してください。



投票所入場券は7月3日から7日までにお届けする予定です
詳しくは町HPをご覧ください

○選挙公報

- 候補者の氏名・政見などをお知らせする選挙公報は、新聞折り込みにより7月10日(木)に配布する予定です。
<新聞の種類> 朝日・神奈川・産経・東京・日本経済・毎日・読売の7紙です。
- 新聞折り込み以外に町内の公共施設やコンビニ・金融機関等にも「選挙公報ボックス」を設置して選挙公報を用意している施設もありますのでご利用ください。設置場所については、町ホームページで確認できます。
- 選挙公報を入手することができない人には、郵送しますので、選挙管理委員会までご連絡ください。
- 選挙公報は、公示後に、神奈川県選挙管理委員会のホームページ内(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/em7/2025sanngi.html>)に掲載されます。



QRコード
(県HP)

○期日前投票

投票日当日、仕事・旅行などやむを得ない理由により投票できない人が、事前に投票できる制度です。町内2箇所を実施しますが、期間や時間が異なりますのでご注意ください。なお、期日前投票する人は、投票所入場券裏面の「宣誓書」の記入が必要となります。事前にご記入の上、ご持参ください。

■葉山町消防署 1階会議室

期間 令和7年7月4日(金)～7月19日(土) **16日間**

時間 午前8時30分から午後8時まで

■ハマステーション 1階会議室

期間 令和7年7月17日(木)～7月19日(土) **3日間**

時間 午前9時30分から午後7時まで

※ハマステーションでは、不在者投票はできません。

※持参するもの:投票所入場券(お手元に届いている場合は、ご持参ください。入場券がなくても投票できます。)

※投票日当日には18歳に達するが、期日前投票を行う日にまだ17歳の方は、期日前投票ではなく不在者投票をすることになります。不在者投票ができる場所は、葉山町消防署のみです。

期日前投票宣誓書

住所・氏名・生年月日を記載してください。		票宣誓書(投票当日は宣誓書への)の当日、次の理由に該当する見込みが真実であることを誓います。		投票を行う日を記載してください。	
住所	葉山町 堀内 2135	生年月日	明・大 昭・ 12年 4月12日		
氏名	葉山 太郎				
理由	・仕事、学業、その他に従事 ・町外に外出、旅行、滞在		・病気等のため歩行が困難 ・住所移転のため町外に移住 ・天災等により到達が困難		

○不在者投票

■投票日当日や期日前投票期間中、お仕事や旅行などで町外へ滞在している人は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。あらかじめ手続が必要になりますので、選挙管理委員会にお問い合わせの上、投票用紙を請求してください。

■関係書類は、町ホームページからダウンロードできます。マイナポータルからオンラインで申請をすることも可能です。(マイナンバーカードが必要です。)

マイナポータル:<https://myrna.go.jp/search>

■病院・施設等での不在者投票は、入院された病院等が指定された施設であればその施設で不在者投票ができます。投票については、あらかじめ手続が必要になりますので病院・施設等にお尋ねください。

■下記表①の基準に該当する人は、郵便等による不在者投票ができます。さらに表①に該当する人で表②の基準に該当する人には代理記載の制度があります。投票するには、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要がありますので、事前の手続きについて早めに選挙管理委員会にお問い合わせください。



QRコード
(マイナポータル)

表① 郵便による不在者投票ができる人の基準		表② 代理記載ができる人の基準	
身体障害者手帳を持っている人	両下肢・体幹・移動機能の障害	1級又は2級	視覚障害・上肢障害
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1級又は3級	
	免疫・肝臓の障害	1級から3級	
戦傷病者手帳を持っている人	両下肢・体幹の障害	特別項症から第2項症	視覚障害・上肢障害
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	特別項症から第3項症	
介護保険の被保険者	介護保険法上の要介護者	要介護区分5	特別項症・第1項症・第2項症

○点字・サインガイド等・代理投票

※郵便等投票の投票用紙の請求期限は、7月16日(水)までとなっております。

目の不自由な人のため、投票所に点字器やサインガイド、紙の色と文字の色を反転させた候補者氏名掲示を用意しています。また、係員が代理で記載する制度もありますので、投票所で係員にお申し出ください。係員が代理で記載する場合も、本人が投票所に来ることが必要です。

◆当日投票所は10箇所、期日前投票所は2箇所です。

第1投票区
投票所 **木古庭会館**

所在地：木古庭 605 番地の 1

第2投票区
投票所 **上山口会館**

所在地：上山口 2627 番地

第3投票区
投票所 **下山口会館**

所在地：下山口 1705 番地の 1

第4投票区
投票所 **一色小学校体育館**

所在地：一色 1060 番地

第5投票区
投票所 **葉山町役場**

所在地：堀内 2135 番地

第6投票区
投票所 **葉山町立図書館**

所在地：堀内 1874 番地

第7投票区
投票所 **堀内会館**

所在地：堀内 510 番地

第8投票区
投票所 **長柄下会館**

所在地：長柄 280 番地の 2

第9投票区
投票所 **長柄会館**

所在地：長柄 769 番地の 1

第10投票区
投票所 **葉桜児童館**

所在地：長柄 1413 番地の 154

期日前投票所
消防署1階会議室

所在地：堀内 2050 番地の 10

期日前投票所
ハマステーション1階会議室

所在地：長柄 1583 番地の 17